

【補足説明】

1. 地方公共団体の財務状況把握

財務状況把握は、財政融資資金の貸し手として、償還確実性を確認する観点から、債務償還能力及び資金繰り状況を把握するものです。

2. 債務償還能力

実質債務が大きくても償還原資が充実していれば、債務償還能力には問題がない、あるいは、償還原資が小さくても実質債務が小さければ、債務償還能力には問題がないと考えられます。

よって、債務償還能力は、債務償還可能年数とこの債務償還可能年数を分解した実質債務月収倍率及び行政経常収支率とを利用して把握します。

注：実質債務とは、地方債現在高に有利子負債相当額を加算し、積立金等を控除したものです。また、有利子負債相当額は、翌年度繰上充用金に健全化判断比率及び資金不足比率等に関する算定様式上の債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額、公営企業会計等の資金不足額、土地開発公社に係る普通会計の負担見込額及び第三セクター等に係る普通会計の負担見込額を加算したものです。なお、平成18年度までは、翌年度繰上充用金と決算統計上の債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の合計額となっています（以下同様）。

3. 資金繰り状況

積立金等が少なくても行政経常収支の黒字が多ければ資金繰りは問題がない、あるいは、行政経常収支の黒字が少ない場合でも積立金等が潤沢であれば資金繰りは問題ないと考えられます。

よって、資金繰りリスクは、行政経常収支率と積立金等月収倍率を利用して把握します。

4. 行政キャッシュフロー計算書

債務償還能力及び資金繰り状況を把握するため、現金の動きに着目して「行政キャッシュフロー計算書」を作成しています。「行政キャッシュフロー計算書」は、決算統計等のデータに基づき地方公共団体の一会計年度における収入・支出を「行政活動」、「投資活動」、「財務活動」の区分ごとに表示したものであり、債務償還可能年数や実質債務月収倍率、行政経常収支率など企業会計の財務分析手法を応用した指標が容易に算定できるメリットがあります。なお、当該財務指標は決算統計等に基づく行政キャッシュフロー計算書を利用して統一的手法により算定されることから、ヒアリングを踏まえて、行政キャッシュフロー計算書の科目を実態に合わせて補正することがあります。

決算統計と行政キャッシュフロー計算書の関係は別表のとおりです。

5. 行政キャッシュフロー計算書を利用して算定する財務指標

① 債務償還可能年数

債務償還可能年数は、債務償還能力を表す指標であり、債務が償還原資となる行政経常収支（キャッシュフロー）の何年分あるのかを示したものです。債務償還可能年数が短いほど債務償還能力は高く、債務償還可能年数が長いほど債務償還能力が低いといえます。

（参考）債務償還可能年数の算式

$$\begin{aligned}\text{債務償還可能年数（年）} &= \text{実質債務} / \text{行政経常収支} \\ &= (\text{実質債務月収倍率} \div 12) / \text{行政経常収支率}\end{aligned}$$

② 実質債務月収倍率

実質債務月収倍率は、実質債務の大きさを表す指標であり、実質債務が行政経常収入の一月分の何倍（何ヶ月分）に相当するかを示したものです。実質債務月収倍率が高いほど、行政経常収入に比べた実質債務が大きいといえます。

なお、実質債務は、地方債現在高に、有利子負債相当額（将来、普通会計が負担することが確実、あるいは、その蓋然性が高いことから実質的に有利子負債とみなされるもの）を加算し、積立金等を控除したものです。

（参考1）実質債務月収倍率の算式

$$\text{実質債務月収倍率（月）} = \text{実質債務} / (\text{行政経常収入} \div 12)$$

（参考2）実質債務

$$\text{実質債務} = \text{地方債現在高} + \text{有利子負債相当額} - \text{積立金等}$$

$$\begin{aligned}\text{有利子負債相当額} &= \text{翌年度繰上充用金} + \text{債務負担行為に基づく} \\ &\quad \text{翌年度以降支出予定額} + \text{公営企業会計等の資金不足額} + \text{土地開} \\ &\quad \text{発公社に係る普通会計の負担見込額} + \text{第三セクター等に係る普} \\ &\quad \text{通会計の負担見込額}\end{aligned}$$

③ 積立金等月収倍率

積立金等月収倍率は、現金預金等の積立金等が行政経常収入の一月分の何倍（何ヶ月分）あるかを表す指標であり、資金繰りに係るリスクに備えどれだけの厚みをもってバッファ資金が積み立てられているかという耐久余力を示したものです。

（参考1）積立金等月収倍率の算式

$$\text{積立金等月収倍率（月）} = \text{積立金等} / (\text{行政経常収入} \div 12)$$

（参考2）積立金等

$$\begin{aligned}\text{積立金等} &= \text{現金預金（歳計現金} + \text{財政調整基金} + \text{減債基金）} + \text{その他特定} \\ &\quad \text{目的基金}\end{aligned}$$

④ 行政経常収支率

行政経常収支率は、行政経常収入に対する行政経常収支の割合です。行政経常収入からどの程度の償還原資を生み出しているかという償還原資の獲得能力や、経常的な収入で経常的な支出を賄えているかという経常的な資金繰り状況を示したものです。

(参考) 行政経常収支率の算式

$$\text{行政経常収支率 (\%)} = \text{行政経常収支} / \text{行政経常収入}$$

6. 財務指標の基準について

財務状況把握では、財務上の問題を把握するために、前述の財務指標を、統計的手法を用いて類型化しています。

具体的には、各系統に属する指標（債務系統→実質債務月収倍率、積立系統→積立金等月収倍率、収支系統→行政経常収支率）毎に、標準偏差 1.0σを超える指標値（概ね下位 15%）を“著しく乖離している”、標準偏差 0.5σを超える指標値（概ね下位 30%）を“乖離している”とし、その過去5年間の単純平均に端数処理を施した上で基準値を設定しています。ただし、行政経常収支率における“著しく乖離している”場合は、標準偏差にかかわらず「0%以下」と定義しています。行政経常収支率が0%以下になるとは償還原資がないことを意味し、1%と0%では単なる1%の差以上の意味合いがあるからです。

基準はこのように相対基準であるため、基準に該当したことをもって、必ずしも常に財務上の問題があるとは言えず、また、該当しなかったことをもって財務上の問題が全くないことを表しているものではないことに留意する必要があります。

なお、系統ごとの基準値の考え方は、以下のとおりです。

系統	問題	定義
債務系統	債務高水準	①実質債務月収倍率 24.0 月以上 ②実質債務月収倍率 18.0 月以上かつ債務償還可能年数 15.0 年以上
積立系統	積立低水準	①積立金等月収倍率 1.0 月未満 ②積立金等月収倍率 3.0 月未満かつ行政経常収支率 10.0% 未満
収支系統	収支低水準	①行政経常収支率 0.0% 以下 ②行政経常収支率 10.0% 未満かつ債務償還可能年数 15.0 年以上

7. 類似団体平均値

財務指標の経年推移における類似団体平均値は、当該団体と同程度の人口規模別類型に属する団体の平均値です。

なお、人口規模別類型区分は、以下のとおりです。

注：人口は、平成 17 年国勢調査によります。ただし、政令指定都市、中核市及び特例市は、平成 22 年 3 月 31 日現在の指定状況によります。

類 型
政令指定都市
特別区、中核市及び特例市
市（15万人以上）
市（10万人以上15万人未満）
市（5万人以上10万人未満）
市（5万人未満）
町村（2万人以上）
町村（1万5千人以上2万人未満）
町村（1万人以上1万5千人未満）
町村（5千人以上1万人未満）
町村（5千人未満）

(別表)

地方公共団体の決算統計と行政キャッシュフロー計算書の対応関係

決算統計				行政キャッシュフロー計算書			
科目名				部	科目名		
歳入							
地方税				行政収入	地方税		
地方譲与税				行政収入	地方譲与税・交付金		
利子割交付金				行政収入	地方譲与税・交付金		
配当割交付金				行政収入	地方譲与税・交付金		
株式等譲渡所得割交付金				行政収入	地方譲与税・交付金		
地方消費税交付金				行政収入	地方譲与税・交付金		
ゴルフ場利用税交付金				行政収入	地方譲与税・交付金		
特別地方消費税交付金				行政収入	地方譲与税・交付金		
軽油・自動車取得税交付金				行政収入	地方譲与税・交付金		
地方特例交付金等				行政収入	地方譲与税・交付金		
地方交付税・特別区財政調整交付金				行政収入	地方交付税		
交通安全対策特別交付金				行政収入	国(県)支出金等		
分担金及び負担金				投資収入	分担金及び負担金・寄附金		
普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源				行政収入	分担金及び負担金・寄附金		
金				行政収入	分担金及び負担金・寄附金		
その他				行政収入	分担金及び負担金・寄附金		
使用料				行政収入	使用料・手数料		
手数料				行政収入	使用料・手数料		
国庫支出金				投資収入	国(県)支出金		
普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源				行政収入	行政特別収入		
災害復旧事業費の特定財源				行政収入	行政特別収入		
失業対策事業費の特定財源				行政収入	行政特別収入		
その他				行政収入	国(県)支出金等		
国有提供施設等所在市町村助成交付金				行政収入	国(県)支出金等		
都道府県支出金				投資収入	国(県)支出金		
普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源				行政収入	行政特別収入		
災害復旧事業費の特定財源				行政収入	行政特別収入		
失業対策事業費の特定財源				行政収入	行政特別収入		
その他				行政収入	国(県)支出金等		
財産収入				行政収入	事業等収入		
財産運用収入				投資収入	財産売払収入		
財産売払収入				投資収入	財産売払収入		
寄附金				投資収入	分担金及び負担金・寄附金		
普通建設事業費・積立金・投資及び出資金・貸付金の特定財源				行政収入	分担金及び負担金・寄附金		
その他				行政収入	分担金及び負担金・寄附金		
繰入金				投資収入	基金取崩		
公営企業(法				基金からの借入金の繰入	基金取崩		
非適)等						積立基金	
基金							財政調整基金(※1)
その他繰入							
(※3)				その他特定目的基金			
基金					投資収入	基金取崩	
その他					投資収入	基金取崩	
公営企業(法適)等					行政収入	行政特別収入	
行政収入				行政収入	行政特別収入		
繰越金(※2)				行政収入	行政特別収入		
諸収入				行政収入	事業等収入		
収益事業収入				行政収入	事業等収入		
各種貸付金元				投資収入	貸付金回収		
回収元金				行政収入	事業等収入		
利収入				行政収入	事業等収入		
その他				行政収入	事業等収入		
経常的なもの				行政収入	行政特別収入		
臨時的なもの				財務収入	地方債		
地方債							
歳出							
人件費				行政支出	人件費		
物件費				行政支出	物件費		
維持補修費				行政支出	維持補修費		
扶助費				行政支出	扶助費		
補助費等				行政支出	補助費等		
普通建設事業費				投資支出	普通建設事業費		
災害復旧事業費				行政支出	行政特別支出		
失業対策事業費				行政支出	行政特別支出		
公債費				財務支出	元金償還額		
元利償還額				行政支出	支払利息		
元金				行政支出	支払利息		
利息				行政支出	支払利息		
一時借入金利息				行政支出	支払利息		
積立金				投資支出	基金積立		
財政調整基金(※1)				投資支出	投資及び出資金		
減債基金(※1)				投資支出	貸付金		
その他特定目的基金				投資支出	基金積立		
投資及び出資金				投資支出	基金積立		
貸付金				投資支出	基金積立		
繰出金				投資支出	繰出金(建設費)		
基金				投資支出	繰出金(建設費以外)		
定額運用基金				行政支出	繰出金(建設費以外)		
その他				行政支出	繰出金(建設費以外)		
建設費繰出				財務支出	前年度繰上充用金		
その他				財務支出	前年度繰上充用金		
前年度繰上充用金							
その他							
基金				投資支出	基金積立		
取崩し額(※3)				行政収入・支出	行政特別収入・支出		
歳計剰余金処分				行政収入・支出	行政特別収入・支出		
調整額				行政収入・支出	行政特別収入・支出		
積立基金				行政収入・支出	行政特別収入・支出		
その他特定目的基金				行政収入・支出	行政特別収入・支出		
財政調整基金				行政収入・支出	行政特別収入・支出		
減債基金				行政収入・支出	行政特別収入・支出		
翌年度歳入繰上充用金				財務収入	翌年度繰上充用金		

※1 現金預金の内訳項目間の振替であるため行政キャッシュフロー計算書の収入支出には現れない。

※2 現金預金(歳計現金)の期首残高であり、行政キャッシュフロー計算書の収入支出には現れない。

※3 差額を行政特別収入として計上する。